

## リスクアセスメント：有害性の指標〔濃度基準値の設定予定〕

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした政省令の改正が行われました。リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）については、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とする必要があります（2024年4月1日施行）。

濃度基準値の設定予定について下記に示しました。

#### 濃度基準値の設定予定

年度	物質数	選定基準
令和4年度 (令和5年 4月施行)	118	リスク評価対象物質（特別則への物質追加を念頭に、国が行ってきた化学物質のリスク評価の対象物質）。うち67物質について濃度基準値の案と測定方法を設定
令和5年度	約160	リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関するACGIH TLV TWAがあり、かつ、測定・分析方法があるもの
令和6年度	約180	リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業ばく露限度があり、かつ、測定・分析方法があるもの
令和7年度 以降	約390	リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業ばく露限度があり、かつ、測定・分析方法がないもの

### kes サポート

課題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援